北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	117	161	80	124	44	88	44	88	12	18
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	152	210	105	162	57	114	57	114	15	24

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	15,500	21,400	10,700	16,500	5,800	11,700	5,800	11,700	1,600	2,400
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	4,750	6,530	3,265	5,045	1,780	3,560	1,780	3,560	475	740
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	117	161	80	124	44	88	44	88	12	18
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	2,787	3,833	1,916	2,962	1,045	2,091	1,045	2,091	279	436
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	889	1,222	611	944	333	667	333	667	89	139
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	76,200	104,800	52,400	81,000	28,600	57,100	28,600	57,100	7,600	11,900
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	500,000	687,500	344,000	531,500	187,500	375,000	187,500	375,000	50,000	78,000
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	17,400	23,900	11,950	18,500	6,500	13,050	6,500	13,050	1,750	2,700
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	106,500	146,500	73,500	113,500	40,000	80,000	40,000	80,000	10,500	16,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	6,350	8,730	4,365	6,745	2,380	4,760	2,380	4,760	635	990
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	4,199	5,774	2,887	4,462	1,575	3,150	1,575	3,150	420	656
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	13,680	18,800	9,400	14,530	5,130	10,260	5,130	10,260	1,370	2,140